

コロナに負けない！とっとり絆事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (活動を開始する14日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始 → 着手届提出不要

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了提出届不要

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い(概算払い可能)

※提出書類

実績報告書(規則様式第3号)、事業実施報告書(様式第4号)、収支決算
書(様式第5号)、証拠書類(領収書、燃料費の算出根拠、活動記録、活動
の参加者名簿、写真等)

※支払時期:実績報告書を提出いただいた後、完了検査で適正に実施した
ことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書
をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受
領してから、2週間程度でご指定の口座にお支払いします。これらの手続き
についてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先

地域づくり推進部県民参画協働課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7071 kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp